

第百五十六回国 参議院議院運営委員会會議録第十五号

平成十五年三月二十八日(金曜日) 午後零時四十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長 宮崎 秀樹君
理事 岩永 浩美君
齊藤 滋宣君
溝手 顕正君
谷林 正昭君
篠瀬 進君
山口那津男君
小池 晃君
松岡満壽男君

委員 入澤 肇君
大仁田 厚君
小齊平敏文君
小林 温君
西銘順志郎君
野上浩太郎君
南野知恵子君
松山 政司君
小林 元君
佐藤 泰介君
信田 邦雄君
羽田雄一郎君
加藤 修一君
沢 たまき君
畑野 君枝君
大江 康弘君

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

事務局側

事務総長	川村 良典君
事務次長	石堂 武昭君
議事部長	阿部 隆洋君
委員部長	高山 達郎君
記録部長	山口 俊史君
警務部長	中村 嘉壽君
庶務部長	小幡 幹雄君
管理部長	田中 英明君
国際部長	本田 均君
国立国会図書館側	
館長	黒澤 隆雄君
副館長	大滝 則忠君
事務取扱	

本日の会議に付した案件

- 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件
- 議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件
- 国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件
- 委員長(宮崎秀樹君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。
- まず、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
- 事務総長の説明を求めます。
- 事務総長(川村良典君) 便宜私から御説明申し上げます。

本案は、郵政事業庁の廃止に伴い、平成十五年三月三十一日をもって国立国会図書館支部郵政事業庁図書館を廃止しようとするものでございませぬ。

○委員長(宮崎秀樹君) これより採決を行います。

本案に賛成の諸君の挙手を願います。

○委員長(宮崎秀樹君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 次に、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。本件は、臨時衛視を適年化するともに、事務局職員の定員を一名減らし、千二百八十九人に改めようとするものであります。

○委員長(宮崎秀樹君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 次に、議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部改正に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。本件は、本年四月から、証人等が出頭し、又は陳述をした日の日当の額を、陳述に要した時間が四時間未満の場合は現行二万九百円を二万五百円に、四時間以上の場合は現行二万五千六百円を二万五千円に、それぞれ改めようとするものであります。

○委員長(宮崎秀樹君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 次に、国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件を議題といたします。

図書館長の説明を求めます。

○国立国会図書館長(黒澤隆雄君) 御説明申し上げます。国立国会図書館職員定員規程の一部改正に関する件であります。これは、調査及び立法考査局の事務の強化を図るため、国立国会図書館職員定員を平成十五年の四月一日から一人増やし、九百十九人としようとするものであります。

○委員長(宮崎秀樹君) 本件につきましては、ただいまの図書館長説明のとおり承認することに御異議ございませんか。

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(宮崎秀樹君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、予算委員会議の平成十五年度一般会計予算外二案の緊急上程でございます。まず、三案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、予算委員長が報告されます。次いで、辻泰弘君、保坂三蔵君、富樫練三君、平野達男君各々十分の討論の後、三案を一括して採決いたします。

次に、日程第一ないし第四を一括して議題とした後、財政金融委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。まず、日程第一及び第二を一括して採決し、次いで、日程第三及び第四を一括して採決いたします。

次に、日程第五について、外交防衛委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第六について、沖繩及び北方問題に関する特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第七及び第八を一括して議題とした後、農林水産委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、日程第九及び第一〇を一括して議題とした後、総務委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、日程第一一及び第一二を一括して議題とした後、厚生労働委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。

次に、日程第一三について、環境委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第一四及び第一五を一括して議題とした後、国土交通委員長が報告されます。採決は

両案を一括して行います。

次に、日程第一六について、文教科学委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議いたしました国立国会図書館支部図書館法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

なお、法律案及びNHK予算の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

最後に、先ほど本委員会において御決定のありました参議院事務局職員定員規程改正案について、議席に配付した規程案のとおりとすることを異議の有無をもってお諮りいたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約一時間五十分の見込みでございます。

○委員長(宮崎秀樹君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○委員長(宮崎秀樹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後零時五十分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 国立国会図書館支部郵政事業庁図書館を廃止すること。(本則関係)

二 この法律は、平成十五年四月一日から施行すること。(附則関係)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部郵政事業庁図書館の項を削る。

附則 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。

理由 郵政事業庁の廃止に伴い、国立国会図書館支部郵政事業庁図書館を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部改正(新旧対照表)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第百一号)

改正案	現行
第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館(以下支部図書館という)は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。	第一条 次の表の上欄に掲げる国立国会図書館支部図書館(以下支部図書館という)は、国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の規定によりそれぞれ下欄に掲げる行政機関に置かれたものとする。
(略)	(略)
国立国会図書館支部法務図書館	法務省
(略)	(略)

(略)	(略)
国立国会図書館支部法務図書館	法務省
国立国会図書館支部郵政事業庁図書館	郵政事業庁
国立国会図書館支部法務図書館	法務省
(略)	(略)

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程(案)

参議院事務局職員定員規程(昭和二十三年三月三十一日議決の一部を次のように改正する。第二条を削る。

第一条中「千二百七十七人」を「千二百八十九人」に改め、同条の条名を削る。

附則 この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案新旧対照表
参議院事務局職員定員規程(昭和三十三年三月三十一日議決)(抄) (傍線の部分は改正部分)

改正案	参議院事務局職員(事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、千二百八十九人とする。
現行	第一条 参議院事務局職員(事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、千二百七十七人とする。 第二条 前条の定員のほか、警務に従事させるため、臨時に三十人を置くものとする。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程(昭和二十二年九月一日両院議長協議決定)の一部を次のように改正する。
別表第二中「二〇、九〇〇円」を「二〇、五〇〇円」に、「二五、六〇〇円」を「二五、一〇〇円」に改める。

附則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

議院に出頭する証人等の旅費及び日当支給規程の一部を改正する規程案 新旧対照表(傍線の部分は改正部分)

改 正 案		現 行	
別表第二(第一条、第三条関係)			
車賃 (一)キロメートルにつき)	三七円	三七円	三七円
	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間未満の場合	二〇、五〇〇円	二〇、九〇〇円
出頭し、又は陳述をした日	陳述に要した時間(これに準ずる時間を含む)が四時間以上の場合	二五、一〇〇円	二五、六〇〇円
出頭し、又は陳述をした日以外の日	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円	三、〇〇〇円
宿泊を要する場合には、上記の金額に証人等として出頭し、又は陳述をした日及びその前日並びに証人等として滞在した日にあつては、それぞれ三〇〇円を、それ以外の日にあつては、それぞれ加えた金額とする。			

国立国会図書館職員定員規程の一部を改正する規程案

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)の一部を次のように改正する。

本則中「九百十八人」を「九百十九人」に改める。

附則

この規程は、平成十五年四月一日から施行する。

国立国会図書館職員定員規程の一部改正新旧対照表

国立国会図書館職員定員規程(昭和三十三年国立国会図書館規程第一号)

改正案	国立国会図書館職員(館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、九百十九人とする。
現行	国立国会図書館職員(館長、副館長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員及び非常勤職員を除く。)の定員は、九百十八人とする。

三月二十八日(金)の議事予定
(緊急上程予定)

平成十五年一般会計予算
平成十五年特別会計予算
平成十五年政府関係機関予算

討論 辻 泰弘君(民) 一〇分

保坂 三蔵君(自) 一〇分

富樫 練三君(共) 一〇分

平野 達男君(国) 一〇分

採決

日程第一 平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 関税定率法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第五 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第七 水産加工工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第八 漁業協同組合合併促進法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

日程第九 恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一〇 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第一一 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一二 平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一三 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一四 社会資本整備重点計画法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一五 社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第一六 義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

(緊急上程予定)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件

三月二十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表国立国会図書館支部郵政事業庁図書館の項を削る。

附則
この法律は、平成十五年四月一日から施行する。